

令和8年度生徒指導自立支援員募集要項

姫路市教育委員会

姫路市では、小・中・義務教育学校において、個に応じた指導や多面的な児童生徒理解に基づく指導などの取組を進めるため、生徒指導自立支援員を配置します。

教育職員免許状や臨床心理士等の専門的な知識・技術をもち、配置校管理職指導のもと、教職員等と協働していただける方を募集します。

1 募集について

(1) 募集人数

若干名

(2) 応募資格

次の要件をすべて満たす成人

ア 教育職員免許状、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者
またはスクールソーシャルワーカー経験者、元警察官、児童生徒に関わるボランティア経験者等、過去に学校教育に関する仕事を経験した者。

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条のいずれにも該当しない。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 業務内容

管理職・教職員等と連携し、概ね次の職務に従事する。

ア 当該学級・学校への学習指導補助及び教育活動補助・支援

イ 配置校長の指示により必要と認められる活動

ウ 市教育委員会が指定する活動

(4) 任用期間

当該年度3月末日までを限度とし、いずれも配置校長と市教育委員会が協議し、決定する。

(5) 勤務場所

姫路市教育委員会が指定する市立学校

2 勤務条件等

(1) 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号のパートタイムの会計年度任用職員として任用される。

(2) 勤務時間・日数

1週間あたり20時間、ただし、1日7時間までとする。勤務時間及び勤務日数については配置校長と生徒指導自立支援員が協議し、決定する。

(3) 報酬

時給1,430円

※なお、6月以上の任用期間がある場合は、本市の規定に基づき期末手当及び勤勉手当を支給する。

(4) その他

ア 本市の規定に基づき通勤手当に相当する費用を支給する。

イ 本市の規定に基づき年次有給休暇・特別休暇等が付与される。

ウ 各種保険（雇用・労災）に加入する。

3 応募について

(1) 応募書類

① 生徒指導自立支援員登録申込書

② 教育職員免許状等の資格取得を証明する書類

※①に必要な事項を記入し、②と合わせて下記受付へ持参ください。（郵送不可）

※②の資格取得見込み者は、取得後速やかに下記受付に郵送してください。

※本書類は返却しません。

※本書類に記載された個人情報、姫路市個人情報保護条例に基づき適正に管理するとともに、本事業以外の目的では使用しません。

(2) 受付期間・時間

随時（平日：9時00分～17時00分）

(3) 受付場所

姫路市教育委員会 学校指導課

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 北別館6階

電話 079-221-2771

4 任用までの流れ

(1) 姫路市教育委員会が、生徒指導自立支援員登録申込書をもとに書類審査を行い、適任者を生徒指導自立支援員名簿に登録します。なお、審査結果は随時郵送にて通知します。

(2) 名簿登録者の中から必要に応じて面接及び聴取を行い、任用を決定します。